

みなさん、こんにちは！朝夕と日中の寒暖の差が出てきました。気温の差に体がついていかなくて、体調を崩してはいませんか？高齢者の元気の源のみなさんですから、お体ご自愛ください。さて、あかべえ通信第2弾です。要介護認定調査についてのお知らせや、皆様からお問合せ頂いた内容で、これは是非すべてのみなさまにお伝えしたい！事例などあれば随時発行して、少しでもみなさまの疑問等にお答えできる、役立つ内容になればと考えております。また、より良い通信になるように、ご感想やご意見等お待ちしております。

◎ 2回目の内容は…「実際の特記事項から記載例を考える。【第2回】2-3えん下」

えん下は「能力」を選択する項目です。選択肢に「見守り」とある為「介助の方法」と混同してしまいがちなので、注意が必要です。（ちなみに、「介助の方法」で選択する項目は、選択肢に「介助」の項目が含まれています。）

まず、飲み込めるかどうかを判断して頻度を確認し、選択肢を選んでから、その他の介護の手間や状況等を記載するようにしましょう。くれぐれも…えん下は「飲み込めるかどうか」の「能力」の項目です。

Q あなたなら、どう判断しますか？

(2) 見守り を選択？

飲み込まないうちに、口に運び溜め込んで、むせったりしているので、職員は見守りと声掛けをしている。

① 状況の捉え方

まず、この項目は飲み込みの能力を確認しており、介助の方法を確認する項目ではありません。そのため、職員の見守り声掛けがあっても、飲み込めるかどうかで判断します。

頻回に見られる状況や日頃の状況で判断するため、頻回にむせることが多いのか（頻度の確認）なぜむせてしまうのかを確認します。

上記の内容を読むと、口に運んで溜め込んでしまうと記載があります。テキストの留意点には「咀嚼やく（噛むこと）や口腔内の状況を評価するものではない」と記載してあります。口にあるものを飲み込む前に、更に口に含んでしまった結果むせるのであれば、飲み込みができないとは判断できません。

また、職員が食事の摂取について、配膳後の食器から口に入れるまでの行為について、見守り等行っている場合には、2-4 食事の摂取で評価します。

2-3 定義の確認⇒裏面

2-3 調査上の留意点の確認⇒裏面

A 選択は「(1)できる」

【特記事項記載例】

飲み込まないうちに、口に運び溜め込んでしまいむせることがあるが、適量摂取すれば飲み込みはできている。食事の際には、口に溜め込まないように職員が見守り声掛けを行っている。

裏面に続く →

定義の再確認！

2-3 えん下（能力）

テキスト P.76~P.77

【調査項目の定義】

「えん下」の能力を評価する項目である。

ここでいう「えん下」とは、**食物を経口より摂取する際の「えん下」（飲み込むこと）の能力である。**

能力の項目であるが、必ずしも試行する必要はない。頻回に見られる状況や日頃の状況について、調査対象者や介護者からの聞き取りで選択してもよい。

Point！

えん下は「飲み込めるかどうか」で判断するので、介護者が見守っているかどうかは選択肢を選択する際には考慮しません。

また、むせりがあっても、飲み込めていれば、より頻回な状況で選択するため、特記事項には日頃の状況や頻度を必ず記載しましょう。

留意点の再確認！

調査上の留意点及び特記事項の記載例

咀嚼（噛むこと）や口腔内の状況を評価するものではない。

食べ物を口に運ぶ行為については、「2-4 食事摂取」で評価する。

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

また、固形物か、液体かどうか等、食物の形状（普通食、きざみ食、ミキサー食、流動食等）によって異なる場合も、一定期間（調査日より過去概ね1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

発行元：会津若松市役所高齢福祉課介護保険給付グループ 担当：木下&梅津

TEL0242-39-1242 FAX0242-39-1431

会津若松市役所 HP <http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

⇒介護保険⇒要介護認定⇒認定調査員のための情報通信

